

## 令和4年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画【評価結果】

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「令和4年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画」について、当該計画に定める評価指標を達成するための各種取組の達成状況及び実行性等について以下のとおり自己評価を実施した。

## 1. 令和4年度調達等合理化計画の実施状況

調達等合理化計画	実施状況
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 適正な調達手段の確保</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視するため、研究開発業務の特殊性を考慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進するとともに、経済性の観点からもコスト削減に努め、良質かつ適正な価格での契約に資する。また、専門性や特殊性により2か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会での厳正な審査を受け、競争性のある契約(確認公募)に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。なお、確認公募へ移行した契約については、コスト削減効果の検証を行うとともに、公平性・透明性の確保に向けた取組を検討する。</p>	<p>研究開発業務を考慮した合理的な契約手続として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)に基づき、研究開発に係る設備機器の特殊性や互換性の確保、特殊な機器の買入れ等を理由とした随意契約要件(特命クライテリア)を適用した競争性のない随意契約を、契約審査委員会において厳正な審査を行った上で、216件(全契約件数の5.2%)実施した。</p> <p>また、専門性や特殊性により2か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件については、装置及びデータ等の互換性や特殊技術等が必要など一定の条件を付した上で、契約審査委員会での厳正な審査を受け、競争性のある契約(確認公募)へ67件移行し、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を実施した。</p> <p>なお、確認公募へ移行した契約についてコスト削減効果を検証した結果、役務契約(スポット)においては、同一企業との継続案件であることを理由に、作業工程と作業内容の習熟性・継続性を踏まえた価格交渉や同一企業による類似する契約の実績を踏まえた</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>一者応札・応募については、以下の新規参入を増やすための各種取組を引き続き工夫して実施するとともに、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務と専門性や特殊性のある業務の切り分けに係る検証を実施する。また、複数者が応札している契約案件のうち、落札率が100パーセント等、高落札率となっている案件については、実質的な競争性が確保されているのかを確認するために契約監視委員会において事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。</p> <p>(主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間発注計画の作成及びホームページ掲載</li> <li>・応札しなかった企業へのアンケートの実施</li> <li>・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施</li> <li>・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検</li> <li>・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)</li> <li>・入札手順を解説した「入札参入ガイド」の効果的な周知 等</li> </ul> <p><b>【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続の現況、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】</b></p>	<p>価格交渉により、一部の契約において減額に至っていることを確認した。</p> <p>一者応札・応募については、新規参入を増やす取組として、令和5年度更新予定で過去3年間続けて同一企業の一者応札となっている125件の業務請負や保守点検等について、更なる競争性の拡大を目指し、専門性を有しない一般的な業務内容の切り分けに係る検証を実施した。検証の結果、17件について業務内容の切り分けが可能であると判断し、令和5年度の契約手続を開始したところ、約9百万円のコスト削減及び応札者拡大(新規参入2社)が図られ、切り分けの有効性を確認することができた。</p> <p>また、落札率が100%など高落札率となっている契約のうち、契約監視委員会が指定するものについて、同委員会において点検を受け、更なる契約の適正化に向けた改善提案を頂いたことから、その改善に向けた対応の方向性及び具体的対応方法を検討した。</p> <p>一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、年間発注計画の機構公開ホームページ掲載、応札しなかった企業へのアンケート調査・分析、一者連続受注案件に対する履行実績調査、応札者に分かりやすい仕様書の作成、電子入札の活用、入札参入ガイドの周知、公告期間の十分な確保等の取組を継続実施した。</p> <p>なお、応札しなかった企業へのアンケート調査については、令和3年度にアンケート方法等の見直しを実施しており、令和4年度から新たなアンケート方式を取り入れた(回答数192件)。その結果、原子力施設の特异性を理由とした回答の割合は前年度に比べ減少傾向(10.5%→9.4%)にあるが、一方で必要な人員体制、機材及び資材の確保が困難であることを理由とした回答が全体の35%を占めており、ウクライナ情勢を受けての物価高騰等が少なからず影響していると思われる。</p> <p>高落札率の要因の一つである一者応札の改善に向けた応札者拡大の取組を継続実施したところ、落札率100%案件は254件認められ、令和3年度実績</p>

調達等合理化計画	実施状況
	<p>298 件に比べて、44 件減少させることができた。検証の結果、役務契約(スポット)、ソフトウェア関連契約における落札率 100%案件が減少していることから、これらの種別においては複数応札による落札率の低減が図られたと考えられる。</p>
<p>(2)合理的調達に関する取組</p> <p>環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>①環境負荷の少ない物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。</p> <p>②適切な発注単位の調達</p> <p>一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。</p> <p><b>【評価指標:一括調達及び最適な発注単位での調達を実施】</b></p> <p>③Web 調達システムの運用改善とその取組及び次期契約に向けた検討</p> <p>令和 3 年 12 月に実施した利用者アンケートにより判明した各種課題への対応について、Web 調達運用タスクフォースの下、実効性・効率性のある改善策を検討し、運用面の見直しを図る。また、現行 Web 調達システムは令和 6 年度に更新する予定であり、その運用開始に向けた運用形態及び仕様内容の検討を開始する。</p> <p><b>【評価指標:Web 調達システムにおける運用面の改</b></p>	<p>①物品等の選定に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等品の調達に努めるなど、環境負荷の少ない物品等の調達を継続して実施した。</p> <p>②コピー用紙、ガス類、拠点・施設の電気需給契約及び機構内で幅広く使用されているソフトウェアライセンス(Adobe Acrobat)の一括調達を継続実施し、契約の合理化及び効率化を図った。</p> <p>また、令和 4 年度は情報セキュリティ対策強化と利便性のバランスを図るべく、認証基盤、脅威監視・検知機能等の情報セキュリティ機能に加え、Office ソフト、スケジュール、ストレージ等の機能の全てが包含されたマイクロソフト社のクラウドサービス「Microsoft365 E3」を導入した。これにより、今後、各部署における Office 製品の個別調達が不要となり、長期的な契約の合理化及び効率化が図られた。</p> <p>③Web 調達システムについては、令和 4 年度における実効性・効率性のある改善策として、①納品後の検収業務の電子化、②商品追加要望受付フォームの新設、③Web 調達サイト内の納期表示の改善、④発注時における合議先追加機能、用途選択機能の搭載(計 4 件)の改善を行い、更なる業務効率化が図られた。</p> <p>また、Web 調達システムの次期契約(令和 6 年度)の仕様検討に向けた各販売店へのアンケート調査を実施するとともに、Web 調達サイトの拡充に向けた検</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p><b>善(3件以上)、次期契約に向けた検討結果】</b></p> <p>④電子契約システムの導入</p> <p>契約業務の効率化及びコスト削減に資するものとして、契約相手先との契約書等の取り交わしを電子契約システムにより実施するため、令和3年度から継続して試験導入を実施の上、実効性等の分析及び検証を行うとともに、規程等の整備を進める。</p> <p><b>【評価指標:試験導入の実施(50社以上)、利用分析・検証、規程等の整備】</b></p>	<p>討を行った。</p> <p>④電子契約システムの導入に当たり、新たな懸念事項として改正電子帳簿保存法に適応した規程改正及び電子保存方法を検討する必要があったことから、規程改正に係る要点の整理、電子保存システムの仕様検討及び電子契約システム導入に向けた発注仕様書の検討を行った。</p>
<p>(3)職員等のスキルアップ</p> <p>契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。また、令和3年度に制作し運用を開始した契約業務に関する情報共有ツールについて、契約担当者のスキルアップにつながる情報の掲載拡大を図る。</p> <p>さらに、全職員を対象とした契約業務の現状と課題に関する基礎的内容のeラーニングを実施するとともに、契約業務に対する認知度を測るためのアンケート等を実施する。</p> <p><b>【評価指標:各研修:実施回数1回以上/年、契約担当者における受講者割合拡大、情報共有ツールへの掲載情報拡大、eラーニング教育の理解度8割以上】</b></p>	<p>契約業務の基礎知識、予定価格の積算方法、各種契約方式の実務上の留意点等を習得させるため、契約業務初任者を対象とした研修(令和4年8月)や契約実務者を対象とした研修(令和4年9月)を実施した。なお、研修カリキュラムの中に契約実務経験が豊富な再雇用職員によるケーススタディを設けるなど研修方法の工夫を行った。また、契約担当者間の情報共有ツールとして令和3年度に構築した契約部門専用サイトを活用し、契約業務に関する情報共有及び要望事項を受け付ける申請フォームを新設し、契約手続における懸念事項や確認事項に対する回答及び方針を全拠点契約担当課に共有する仕組みを構築した。</p> <p>さらに、契約部門のみならず、請求部門も含めた機構全体で契約業務の理解促進が重要であるとの考えの下、契約業務がより一層実効的かつ効果的になるよう、全職員に対して契約業務における課題及び改善すべき事項等の理解促進と意識の向上を目的としたeラーニングを実施した(受講率100%/理解度8割以上)。</p> <p>このほか、以下の項目についても重点的に取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際契約に関しては、契約相手先が一方的に有利になりがちな状況を打開し、今後の国際契約に係る種々の調整をスムーズに進めるため、関係者で勉強会を実施するとともに、「国際契約に係るガイドライン」を策定した。</li> <li>・調達・購買に関しては、民間企業における業務</li> </ul>

調達等合理化計画	実施状況
	<p>範囲の把握、必要となる知識の習得を目的として、契約部幹部を講師とする勉強会を開催した。</p> <p>・業務委託契約に関しては、委託契約の意義・性質、チェックポイントを理解し、業務委託契約における実務的対応、契約におけるトラブル回避について理解を深めるため、「業務委託契約に関する実務と契約におけるトラブル回避」に係る外部講習会に参加した。</p> <p>さらに、「契約手続は請求部門が参考見積書を徴取するところから始まっている」という観点の下、機構全体における調達機能の強化に向けた取組の検討を開始した。</p>
<p>(4) 契約手続の適正性・コスト削減のための機能強化</p> <p>予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化の確認を実施する「勘定奉行機能」の下、個々の契約案件についてヒアリングを実施し問題意識の共有を図るとともに、契約部門と研究開発部門の幹部による契約業務に関する課題等について意見交換を実施し連携を深める。</p> <p><b>【評価指標：契約ヒアリングの実施によるコスト削減効果、研究開発部門との意見交換の実施(年12回)】</b></p>	<p>予算部門、研究開発部門、契約部門が一体となり、予算編成との整合性確認、契約ヒアリングによる契約手続の適正性・発注の妥当性・コストの最適化等を確認する「勘定奉行機能」の下、契約請求予定案件についてヒアリング(令和4年11月、12月)を行った結果、顕著なコスト削減には至らなかったものの、高落札率回避及び応札者拡大に向け、契約方式の是正、発注実績や応札業者情報の提供、仕様等の確認による契約種別の是正及び複数年契約の指導を行い、より深い連携を図った。</p> <p>また、契約部幹部と研究開発部門幹部との間で契約業務に関する課題等について意見交換(令和4年4月～11月)を実施し、機構における契約上の課題や改善の必要性、請求部門が抱える契約上の疑問等に対して意識共有を図った。なお、意見交換時には契約実務担当者による担当案件の作業現場視察を併せて実施し、三現主義による契約業務の質の向上を図った。</p> <p>&lt;ヒアリング件数:85件&gt;</p> <p>&lt;意見交換:14回(研究開発拠点9拠点)&gt;</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 契約審査に関する内部統制機能の強化</p> <p>随意契約を締結することとなる案件について、機構内に設置されている契約審査委員会により、「随意</p>	<p>少額随意契約基準額を超える全ての随意契約について、専門的知見を有する技術系職員を含む機</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。また、現行審査の実施と並行して、契約審査をより厳格に進める観点から、これまでの審査体制及び審査方法の在り方について検証し審査機能の強化に向けた検討を行う。</p> <p><b>【評価指標:契約審査委員会による少額随意契約基準額超全件の点検、審査体制及び審査方法の改善状況】</b></p>	<p>構職員及び外部有識者を委員として構成する契約審査委員会により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・検証を実施し、ガバナンスの徹底を図った。また、令和5年度より、契約審査における客観性、透明性、公平性を更に向上させるため、民間企業から専門的知見を有する調達経験者等を募り、外部委員を増員するとともに、一般競争入札案件についても、仕様書及び入札条件等の審査を行う「契約審査役」を配置することとし、契約審査の体制整備及び機能強化を図った。</p> <p>&lt;契約審査委員会による点検件数:875件&gt;</p>
<p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。</li> <li>・懸案事項の発生、規程等の改正の際は、綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施することにより、契約業務に係る情報の共有化を徹底する。</li> <li>・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。</li> <li>・リスクマネジメント活動を推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。</li> <li>・全職員に対して研究不正防止及び官製談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。</li> <li>・契約請求発注部署において認識すべき経営に係る事項について共有を図る。</li> </ul> <p><b>【評価指標:e ラーニング教育の理解度 8 割以上】</b></p>	<p>契約実務担当者を対象とした検討ワーキンググループ及び契約担当課長を対象とした全拠点会議を開催し、密な連携の下、契約実務に係る規程・各種基準等の点検及び改正、契約解除や契約不調等の契約上のリスクなど、認識の共有を図った。</p> <p>各研究開発拠点における契約の契約審査を実施し、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類等は適正に管理されているかなどを審査した。</p> <p>機構が規定する契約条項について、予防法務の観点から機構側の法的リスクを可能な限り低減させることを目的として改正を行った。</p> <p>契約関係職員のみならず全職員に対して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえた研究費の不正使用の未然防止を図るための e ラーニングによる研修を実施(受講率 100% / 理解度 8 割以上)するとともに、官製談合の未然防止を図るため、官製談合防止に係る理解促進と意識の向上を目的とした e ラーニングを実施した(受講率 100% / 理解度 8 割以上)。</p>
<p>(3) 利害関係者等との接触に関する取組</p> <p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における</p>	<p>利害関係者等と職務に関し接触する場合における</p>

調達等合理化計画	実施状況
<p>留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。</p> <p>非公開の業務情報の漏洩や外部からの疑義等のリスクを回避するため、部外者の執務エリアへの立入禁止の徹底や部外者との面談挨拶等は執務エリア以外で行うなど入室管理の徹底を図る。また、利害関係者等との接触に係るルールを徹底するよう、全職員を対象としたeラーニング教育を実施する。</p> <p>また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。</p> <p>「利益相反マネジメント規程」に基づき、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するなど、利益相反マネジメントを適切に行う。</p> <p>これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。</p>	<p>留意事項等に基づき、利害関係者等と機構職員が契約手続等に関して接触した場合は接触記録を作成し、四半期ごとに機構ホームページにて公表した。</p> <p>また、部外者受付専用ブースを設けるなど、部外者の執務エリアへの立入禁止を徹底するとともに、機構役職員の利益相反による弊害を未然に防止するため、利益相反マネジメントに係るeラーニングを実施(受講率100%)した。</p> <p>さらに、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口(弁護士事務所)及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度の運用を継続した。</p>

## 2.令和4年度調達等合理化計画における自己評価

以上の各種取組については、一定の成果が認められるとともに、適切な運用が行われているものの、引き続き、調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施に向けて、契約監視委員会の点検を受け、契約の更なる合理性、競争性、透明性及び公正性の確保に向けた取組を実施する。

以 上